

第57回 淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成24年6月29日（金） 午後2時00分～3時10分
- 2 場 所 大阪市東淀川区東淡路4丁目15番1号
東淀川区役所出張所1階 第1・2会議室
- 3 出席者
(委員)
馬場会長、吉川会長代理、池尾委員、大西委員、大前委員、新崎委員、
中畑委員、増田委員
(施行者 淡路土地区画整理事務所)
古家所長、小池淡路駅周辺地区調整担当課長、吉本副所長
奥担当係長、森原担当係長
(事務局 東淀川区役所)
眞田東淀川区副区長兼総務課長、森河総務課長代理

4 議 題

- (1) 【諮問第31号】 単独で利用が可能な未指定地の処分方針について
- (2) 【諮問第32号】 単独で利用が可能な未指定地の仮換地指定について
- (3) 平成24年度道路整備等予定箇所について
- (4) 仮換地指定の軽微な変更の報告について

5 議事要旨

- (1) 諮問第31号について、未指定地の処分に必要な事項を定める「単独で利用が可能な未指定地の処分方針（案）」を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
- (2) 諮問第32号について、単独で利用が可能な未指定地の仮換地指定（案）を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
- (3) 平成24年度の道路整備等の予定について説明した。
- (4) 仮換地指定の軽微な変更について、報告を行った。

6 会議資料

議題	会 議 資 料	会議要旨への添付	備 考
1	諮問書（諮問第31号）	○	説明資料
2	諮問書（諮問第32号）	○	説明資料
3	平成24年度工事予定箇所	○	説明資料

※問い合わせ先：都市整備局企画部淡路土地区画整理事務所
電話番号 06-6320-9461

平成 24 年 6 月 29 日

諮問第 31 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区
土地区画整理審議会

諮問事項

単独で利用が可能な未指定地の処分方針（案）

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業における
単独で利用が可能な未指定地の処分方針（案）

（趣旨）

第 1 条 この方針は、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）換地設計方針第 6 附則の規定に基づき、整理後の宅地で仮換地に指定されていないもの（以下「未指定地」という。）のうち単独で利用が可能な未指定地の処分を行うための必要な事項を定め、もって事業の促進をはかることを目的とする。

（単独で利用が可能な未指定地の処分）

第 2 条 単独で利用が可能な未指定地は、「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地等の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）及び「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地の取扱細目」（以下「取扱細目」という。）に則り、事業施行地区内の市有地の一部に対し増換地指定をしたのち、大阪市有地（以下「肩替予定地」（換地処分後は「肩替地）」という。）として売却処分する。

ただし、事業進捗のため必要があれば肩替予定地を仮換地変更指定する場合がある。

（肩替予定地及び肩替地の処分時期）

第 3 条 事業上の利用の必要がなく使用又は収益ができる肩替予定地については、換地処分までに売却処分できるものとする。換地処分までに売却できない肩替予定地については換地処分後に肩替地として売却処分する。

（肩替予定地の処分方法）

第 4 条 肩替予定地の処分方法は、入札参加者の資格を事業施行地区内の土地の所有者又は借地権者（登記又は土地区画整理法第 85 条に基づく借地権申告がなされている者）に限定した競争入札による売却とする。

なお、落札に至らなかった肩替予定地の処分方法は、一般競争入札による売却とする。

（その他）

第 5 条 この方針に定められていない事項については、「取扱要綱」及び「取扱細目」によることとし、その他のこの方針の施行について必要な事項は、別途定めることとする。

附 則

この方針は平成 年 月 日から施行する。

平成 24 年 6 月 29 日

諮問第 32 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区
土地区画整理審議会

諮問事項

単独で利用が可能な未指定地の仮換地指定（案）

仮換地指定 (案)

仮換地指定前

町名		地番		地目		従前の土地 (大阪市東淀川区)				仮換地				土地所有者 (借地権者)		
						所有権	所有権以外の権利		基本地積	符号	仮換地地積	所有権以外の権利				
							登記地積	権利種別				符号	申告、又は登記地籍			権利種別
東淡路2丁目	146-2	宅地	4:97			4:97			金	清算	3	12	41:23			大阪市
											4	4	69:86			
											8-2	31	116:62			
											11-1	15	183:73			未指定地
											15	22	90:12			
											23	9	55:94			

仮換地指定後

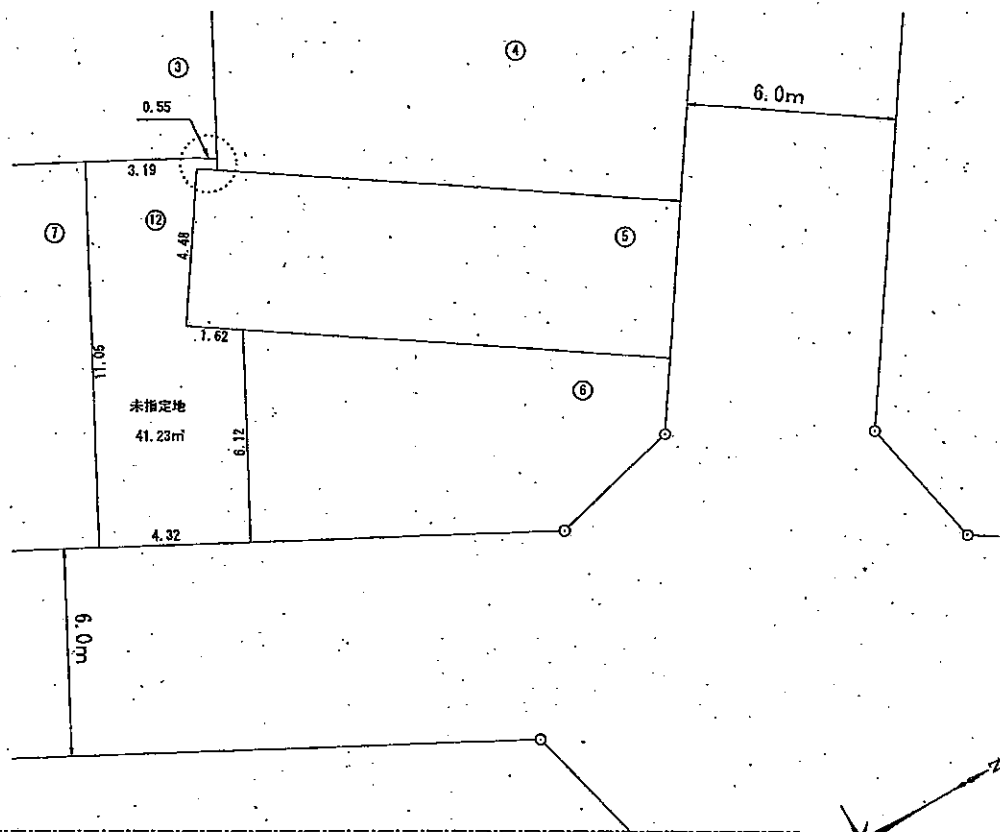
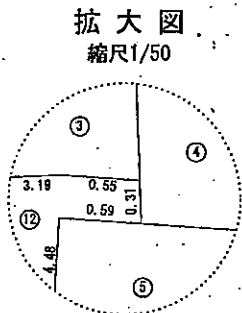
町名		地番		地目		従前の土地 (大阪市東淀川区)				仮換地				土地所有者 (借地権者)		
						所有権	所有権以外の権利		基本地積	符号	仮換地地積	所有権以外の権利				
							登記地積	権利種別				符号	申告、又は登記地籍			権利種別
東淡路2丁目	146-2	宅地	4:97			4:97			金	清算	3	12	41:23			大阪市 (肩替予定地)
											4	4	69:86			
											8-2	31	116:62			
											11-1	15	183:73			
											15	22	90:12			
											23	9	55:94			

指定理由

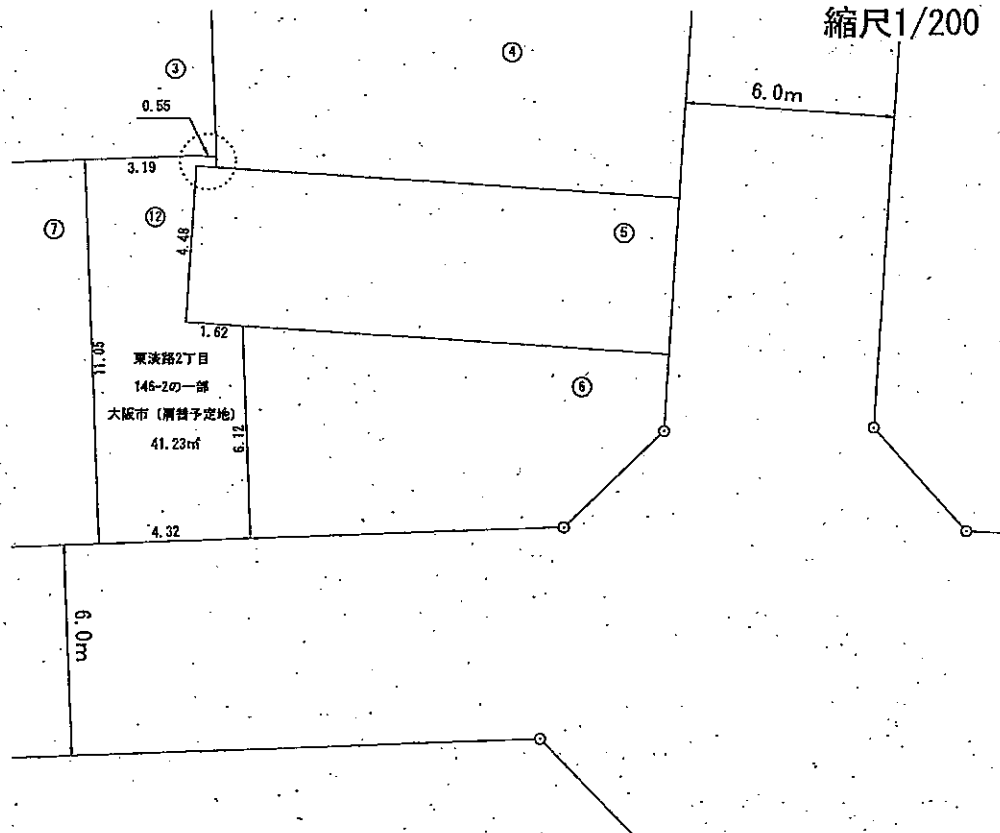
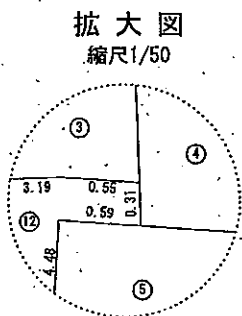
本件は、大阪市所有の従前の土地に対し、土地区画整理法第98条第1項の規定により単独で利用が可能な未指定地(6筆)を仮換地指定し肩替予定地とするものである。

仮換地指定図 街区番号 3

(現在)

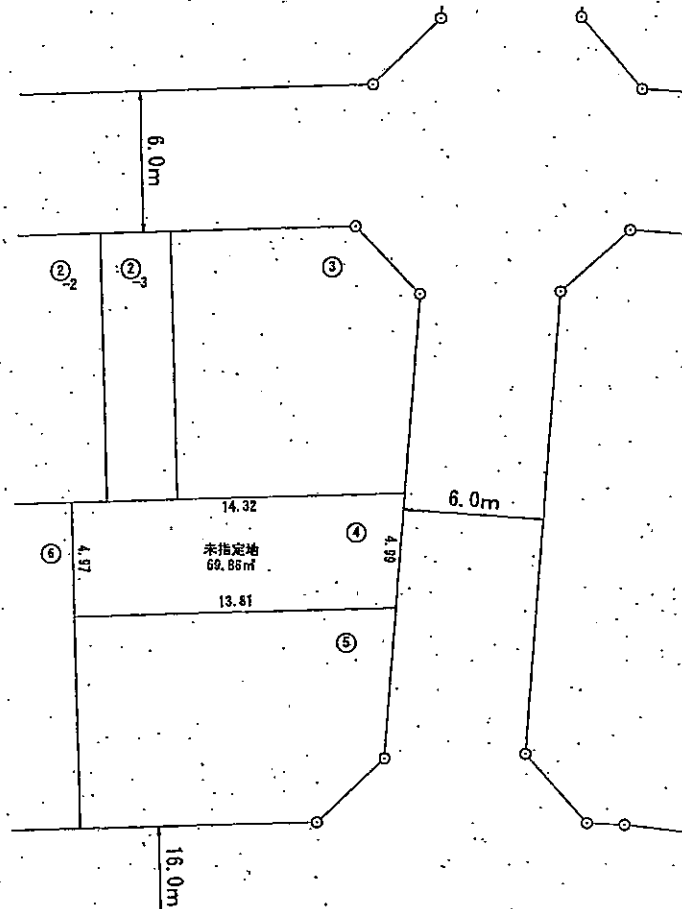


(今回指定後)

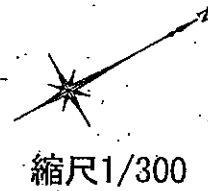
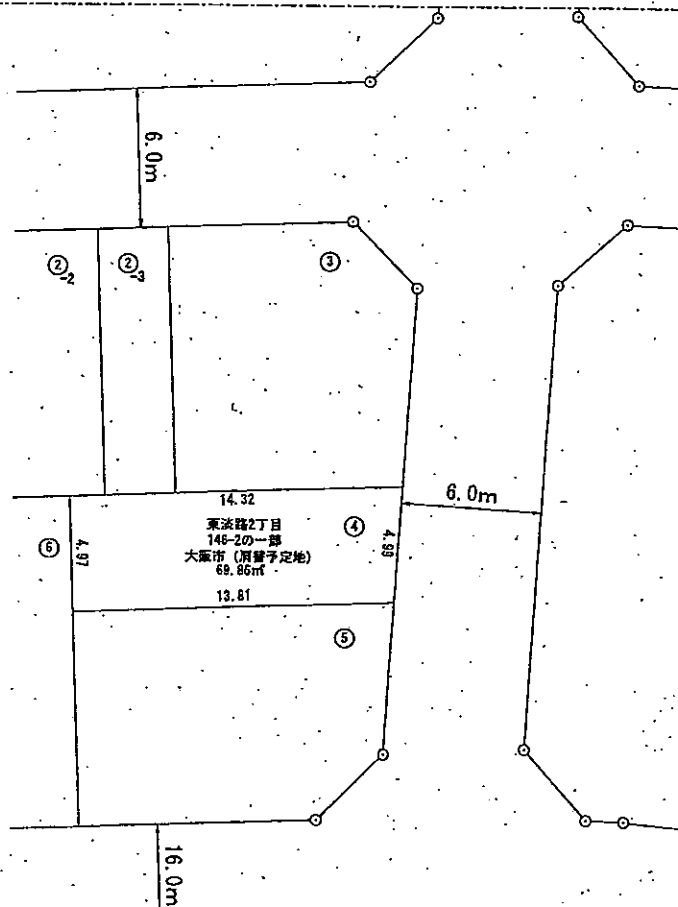


仮換地指定図 街区番号 4

(現在)



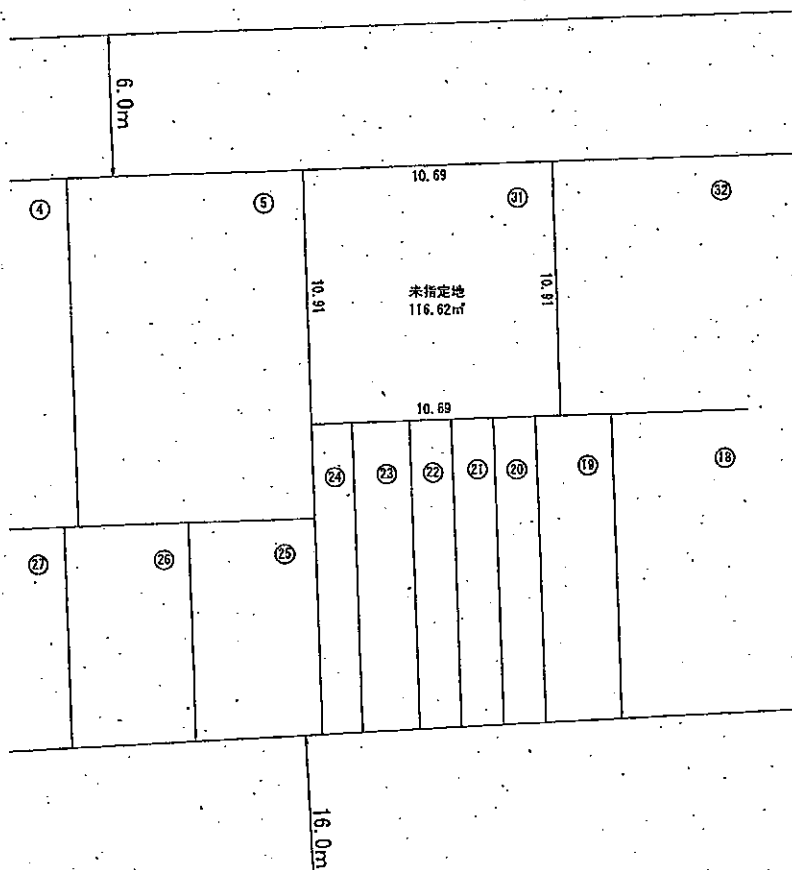
(今回指定後)



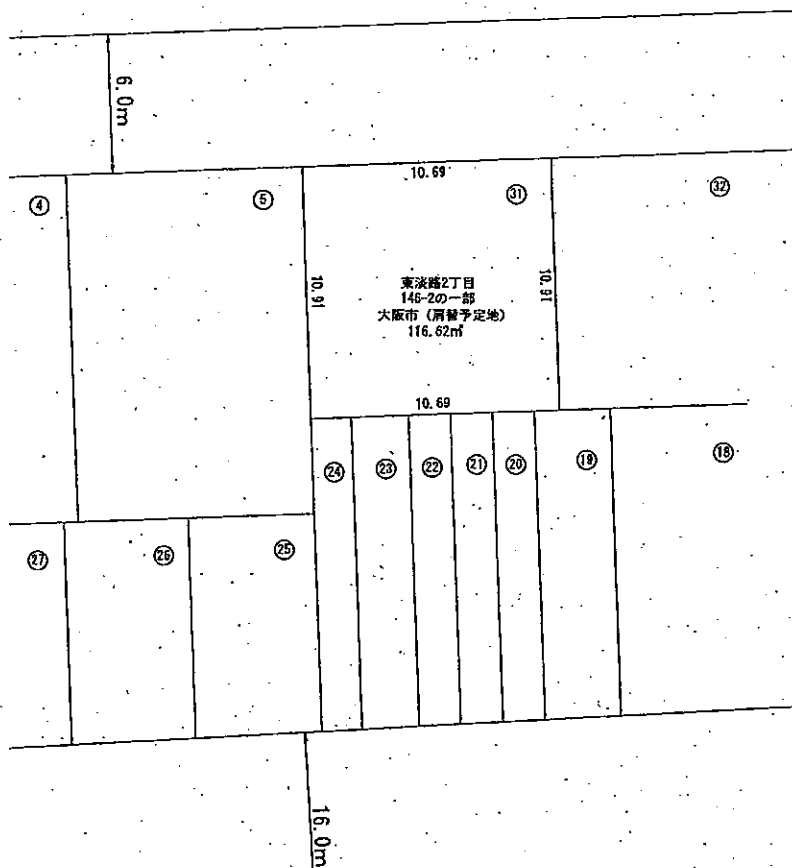
縮尺1/300

仮換地指定図 街区番号 8-2

(現在)



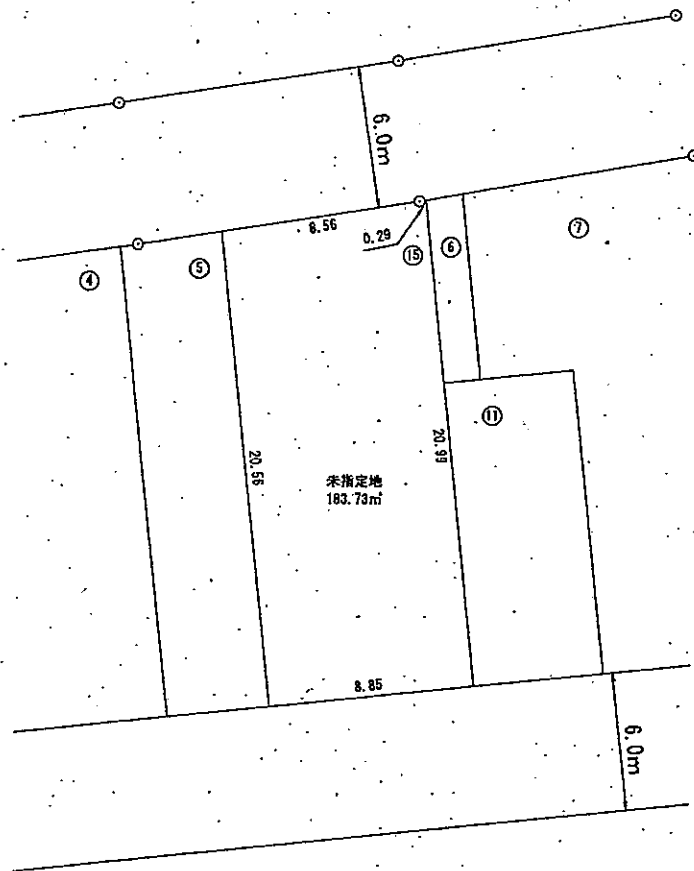
(今回指定後)



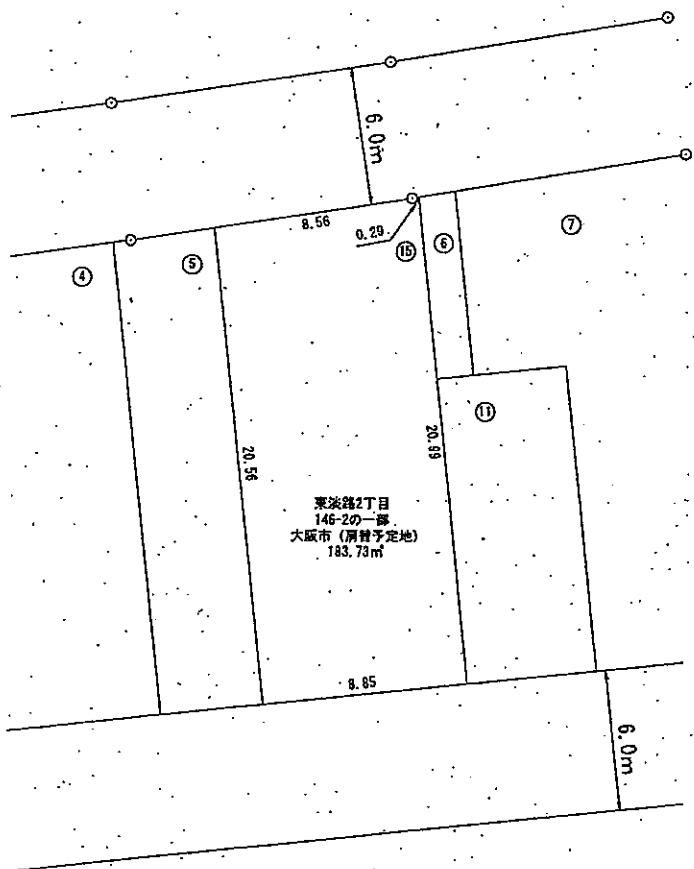
縮尺1/300

仮換地指定図 街区番号 11-1

(現在)



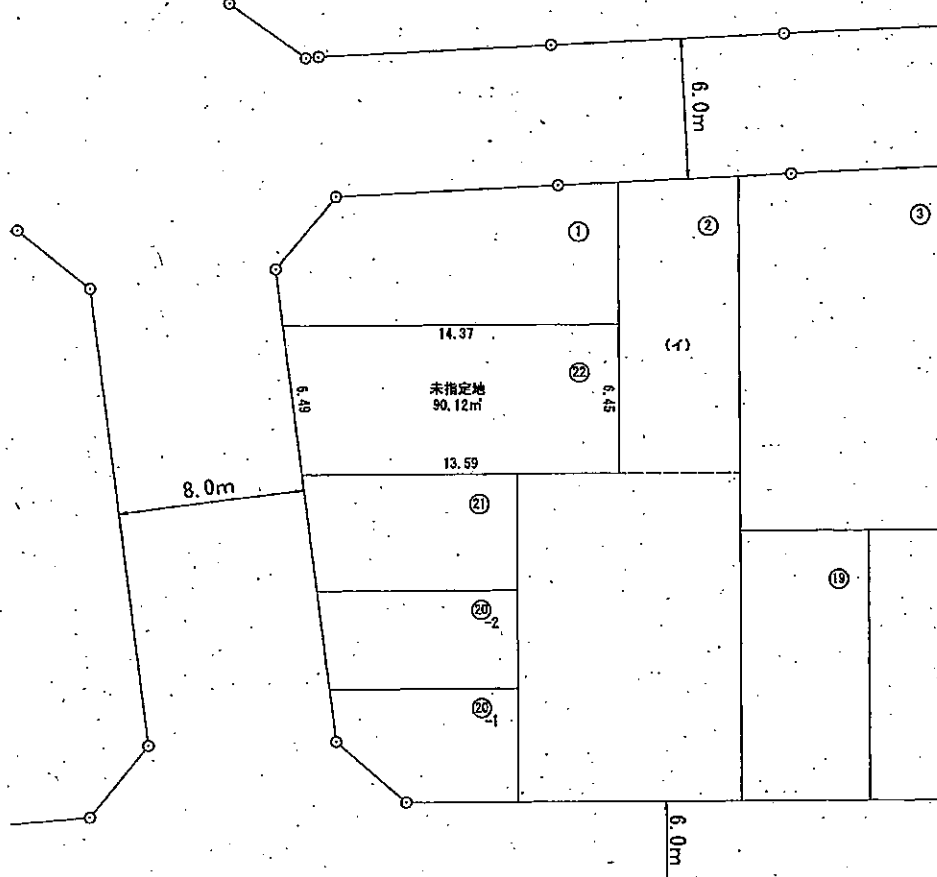
(今回指定後)



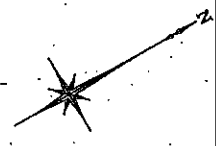
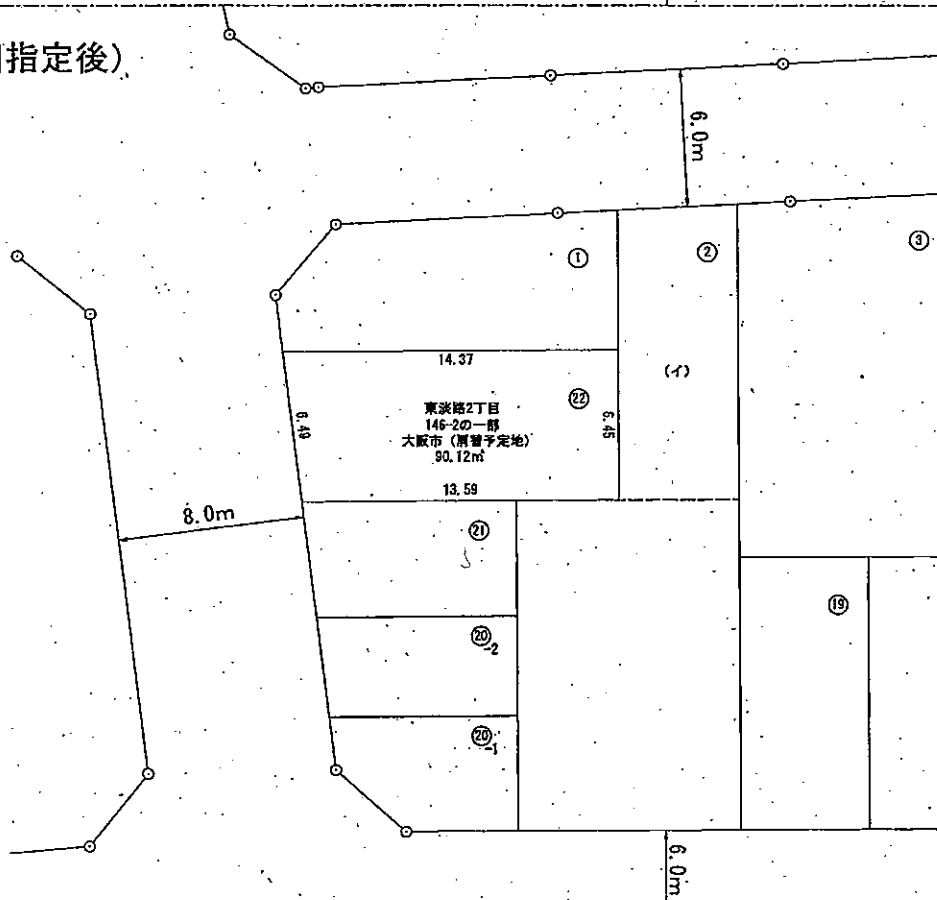
縮尺1/300

仮換地指定図 街区番号 15

(現在)

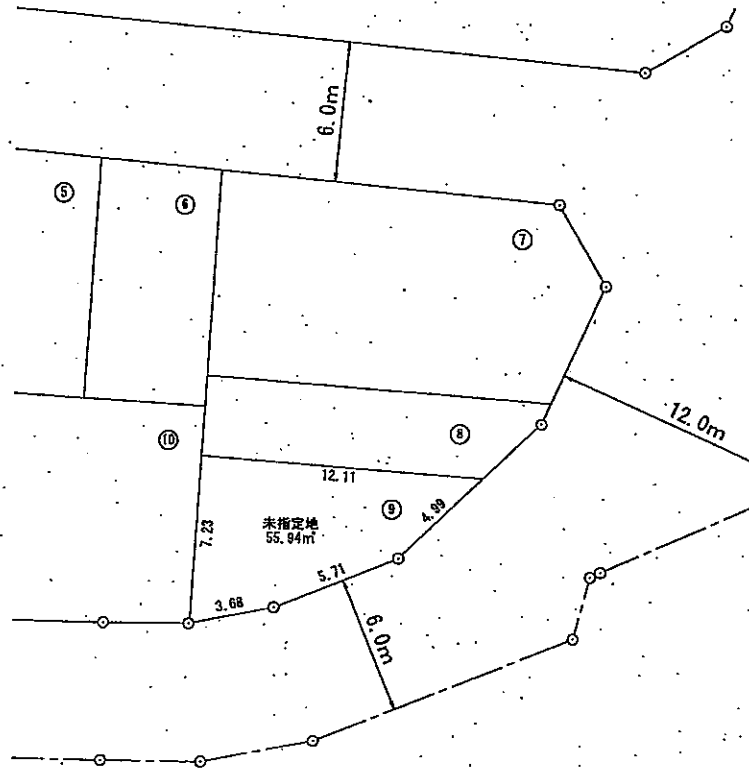


(今回指定後)

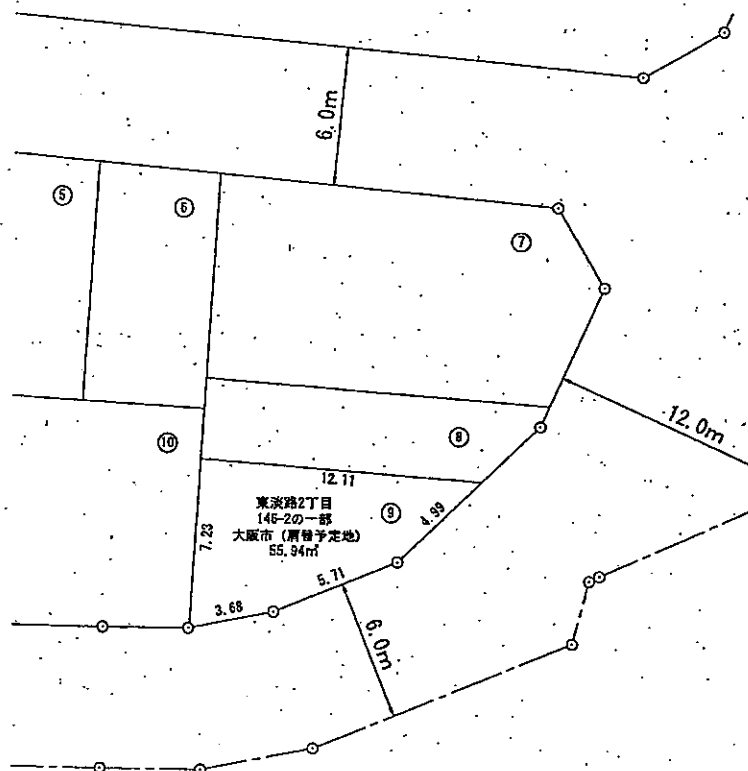


縮尺1/300

(現在)



(今回指定後)



縮尺1/300

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

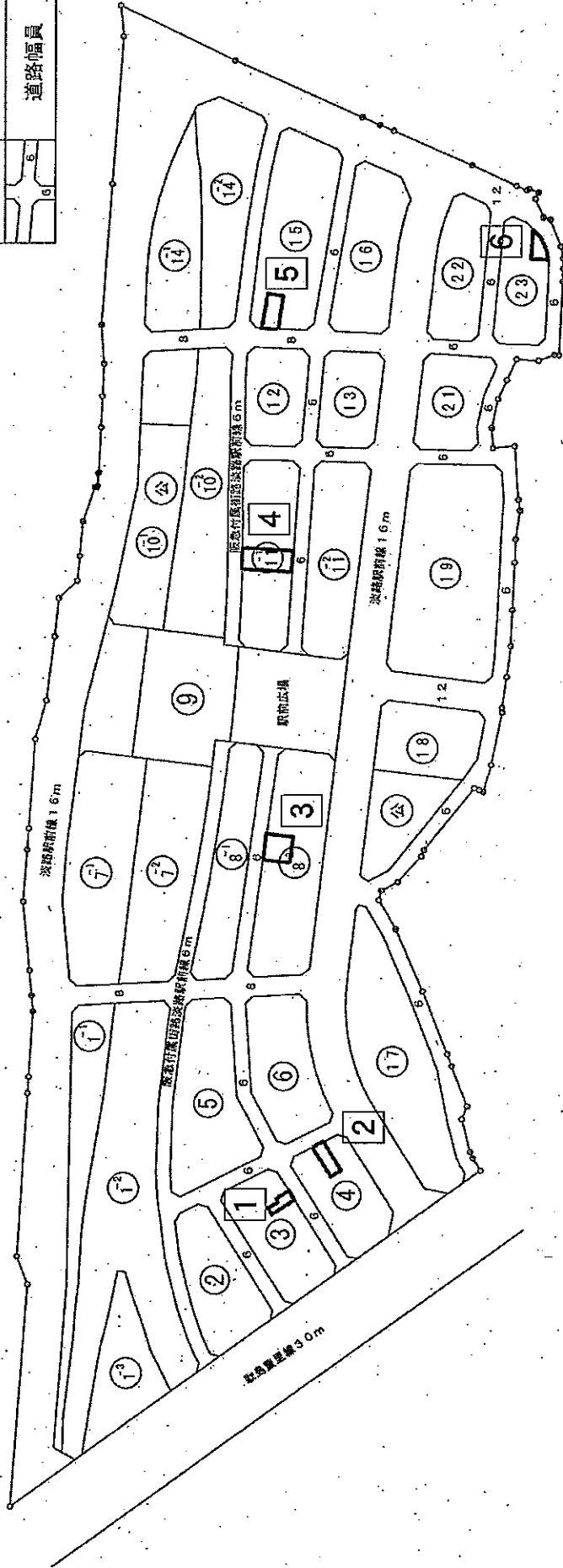
諮問第 31 号指定箇所

番号	街区番号	符号	面積 (㎡)
1	3	1 2	41.23
2	4	4	69.86
3	8-2	3 1	116.62
4	11-1	1 5	183.73
5	1 5	2 2	90.12
6	2 3	9	55.94

街区図



凡例	
	街区番号
	地区境界線
	公園
	道路幅員



大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

平成24年度工事予定箇所

